

布津町漁業協同組合

漁業技能実習生へ労働関係法令講習を実施

5 月 14 日、長崎県南島原市の布津町漁業協同組合 2 階会議室で、新たに入国したインドネシア人技能実習生 3 人に労働関係法令講習を行った。

講習は実習生の元気な自己紹介に始まり、長崎支部の執行部が講師を務め、①全日本海員組合の活動内容②インドネシアと日本の文化や習慣の違い③給料その他の報酬・安全衛生などの労働関係法令④災害補償⑤船内秩序⑥ライフジャケットや安全保護具の着用義務一などについて講習を実施した。

これから技能実習生は陸上での座学講習を経て、実際に漁船に乗船し、漁業技術や知識の取得に向けた実習を行っていく。

講習の最後に、各地区で発生している技能実習生の失踪や事故の実例を示して、脱船逃亡は絶対にしてはならないことと、病気やケガをすることなく、実習期間を満了し、母国へ帰れるよう頑張ってもらいたいと激励し、困ったことや相談したいことがあれば、いつでも海員組合に連絡するよう伝え、講習を修了した。

「海員だより」